

## 第6期 東京都いじめ問題対策連絡協議会（第2回）

### 1 日 時

令和8年1月14日（水）午前10時から午後0時20分まで

### 2 場 所

東京都庁第二本庁舎 31階特別会議室 22

### 3 出席者

有村会長、山田委員、馬神委員、井上委員、若林委員、天野委員、佐藤委員、  
佐久間委員、平崎委員、釧持委員、相賀委員、杉浦委員、本間委員、関口委員  
植茶委員、上野委員、松本委員、佐藤（友）委員（代理：飯塚校長）、  
岡部委員（代理：藤井副会長）

※ 欠席委員 榎本委員、福田委員、村木委員、代市委員、日吉委員、平尾委員、  
首里委員、深井委員

### 4 事務局参加者

教育庁指導部

藤 田 指導企画課長

小鍛治 主任指導主事

生活文化局私学部

瀬 戸 私学行政課長

都民安全総合対策本部総合推進本部総合推進課

坂 本 企画調整担当課長

### 5 会議記録

#### 【小鍛治主任指導主事】

皆様、こんにちは。

私は、事務局を務めております東京都教育庁指導部主任指導主事の小鍛治と申します。  
どうぞよろしく願いいたします。

開会に先立ち、委員の皆様にご連絡を申し上げます。

本日の取材及び傍聴の状況についてです。

本日、1社の新聞社が、本日の会議の取材を申し出ております。

カメラにつきましては、冒頭の教育庁指導部長挨拶まで。

ペンによる取材は閉会まで許可をしておりますので御了解ください。

また、本会議の傍聴につきましては、「都教育委員会傍聴規則」に準じて受け付けるこ

ととしておりますが、本日はお申し込みがありません

それでは、定刻となりました。これからの進行につきまして、有村会長にお願いいたします。

#### 【有村会長】

本日は、東京都いじめ問題対策連絡協議会、全 27 名の委員が定められておりますが、そのうちオンラインを含めて、17 名の委員の皆さんが御参加いただいております。

東京都いじめ対策連絡協議会規則第 6 条で定められております定数を満たしております、ただ今から、第 2 回会議を開会したいと思います。

初めに東京都教育委員会を代表して、教育庁山田指導部長から御挨拶をいただきます。

### 1 挨拶

#### 【山田委員】

第 6 期東京都いじめ問題対策委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用の中御参加いただきまして、ありがとうございます。

昨今、いじめ、それから、暴力行為が映されていると思われる動画が SNS 上に拡散され、社会問題となっております。

このことを受けまして、本日、文部科学省は緊急の都道府県教育長会を開催し、学校に対して次の 5 点の対応を求めました。

まず、見過ごされたいじめや暴力がないか緊急の確認の実施。

続いて、児童・生徒が声を上げられる環境の整備。

被害児童生徒の安全確保などの心身のケア、加害児童生徒への毅然とした対応、SNS 等による投稿拡散の対応です。

いずれにしても、暴力行為やいじめ行為に苦しんでいる子供が一人もいない学校社会づくりを目指して、都教育委員会といたしましても全力で取り組んでまいります。

さて、昨年 10 月に公表されました文部科学省の令和 6 年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、いじめの認知件数は、全国的に増加傾向にあります。令和 6 年度の全国の小中高等学校及び特別支援学校、いじめの認知件数は、76 万 9,022 件でございまして、前年度から 3 万 6,454 件増加し、過去最多となりました。都内公立学校におきましても同様の傾向となっております。

いじめの認知件数が出た背景といいますのは、いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったものと考えております。

法に規定します重大事態も増加しており、より一層の対応が必要であるものと認識をし

ております。

現在、都内公立高等学校におきましても、教員と外部の専門家から成る学校サポートチームを全校に配置し、学校、家庭、地域、警察、児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、子供たちに対して適切な指導や支援を行う体制を確保しております。

学校サポートチームの会議におきまして、いじめ問題に関わる関係者が相互に顔の見える関係を築くことで、学校だけでは対応できない問題の未然防止や早期解決につながっているという声もございます。

学校はもとより、保護者や地域の方々、関係機関、団体の皆様とともに、社会全体の力を結集したいじめ防止の取組を一層推進する必要があると考えております。

本日は、そのための方策について、委員の皆様、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただければと願っております。

最後に、東京都に住む全ての子供たちが安心して学校へ通い、学ぶことができるいじめのない学校づくりに全力で取り組んでいく所存でございますので、委員の皆様のお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、挨拶いたします。

#### 【有村会長】

指導部長からお話がありましたように、不登校やいじめ問題が多い状況であり、またこのような状況下で、本会議を開かれているのも意義あるものだと思っております。

## 2 新委員紹介

#### 【有村会長】

次に、本日の連絡協議会の委員の御紹介です。

お手元にあります、委員の名簿を御覧ください。

人事異動等によりまして、新しい委員になられた方々につきましては、お手元の資料1「第6期いじめ問題対策連絡協議会委員名簿」の数字に丸印を付してございます。

それでは、新たに委員になられた方から、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

最初に東京法務局人権擁護部長佐久間委員、よろしく願いいたします。

#### 【佐久間委員】

東京法務局人権擁護部長の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【有村会長】

続きまして、日の出町教育委員会教育長平崎委員。

**【平崎委員】**

西多摩郡町村教育長会長、日の出町教育委員会教育長の平崎です。

**【有村会長】**

次に、生活文化局私学部長井上委員。

**【井上委員】**

東京都生活文化局私学部長の井上でございます。

**【有村会長】**

東京都福祉局子供・子育て支援部長、天野委員。

**【天野委員】**

東京都福祉局子供・子育て支援部長の天野でございます。

**【有村会長】**

警視庁少年課課長、佐藤委員。

**【佐藤委員】**

警視庁少年育成課長の佐藤です。

**【有村会長】**

都立六郷工科高等学校統括校長、劔持委員。

**【劔持委員】**

東京都公立高等学校長協会の代表として参加させていただきます。

東京都立六郷工科高校の校長の劔持と申します。

**【有村会長】**

ありがとうございます。

以上6名の方が新しい委員の方でございます。

本日欠席されている、新たな委員となられた方につきましては、資料1の名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

次に、委員の変更もありましたので、改めて「東京都いじめ対策連絡協議会規則」につきまして、事務局より御説明をお願いします。

【藤田指導企画課長】

教育庁指導部指導企画課長の藤田と申します。

私からは、東京都におけるいじめ防止等の施策の体系と東京都いじめ防止連絡協議会規則について、その要点を御説明申し上げます。

まず、学校の設置者、公立私立の学校に関わる取組を中心に御説明いたします。

「いじめ総合対策【第3次】」の上巻162ページを御覧ください。

平成25年に施行されましたいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、東京都は、いじめの防止等の対策を実施していくための万全の体制を整備するため、平成26年に、東京都いじめ防止対策推進条例を公布、施行いたしました。

160ページに法、右側に条例と、その関係を示してございます。

条例第9条には、東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定。

第10条には本連絡協議会の設置。

第11条には、教育委員会の附属機関としてのいじめ防止対策委員会の設置。

そして、第12条には知事が必要と認めるときに、重大事態の再調査を行うための組織として設置することができる、東京都いじめ問題調査委員会が規定されてございます。

162ページ、資料中央下段にあるとおり、条例第9条の規定に基づき、条例と同時に、東京都いじめ防止対策推進基本方針を策定いたしました。

そこには、いじめ問題の基本的な考え方として、「いじめを生まない、許さない学校づくり」、「児童生徒をいじめから守り通し、児童生徒にいじめ解決に向けた行動を促すこと」、「教員の指導力の向上と組織的対応」、「保護者や地域、関係機関と連携した取組」、を掲げております。

条例に示す組織等の整備や基本方針の策定等によりまして、東京都においては、いじめ問題に対する重層的な責任体制を整備していると考えております。

次に、本協議会の根拠となる東京都いじめ問題対策連絡協議会規則につきまして、その要点を御説明申し上げます。

資料2をご覧ください。

第1条の趣旨でございます。

この規則は、東京都いじめ問題対策推進条例に基づき、本協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条、所掌事項としては、次の3点の事項について協議することとしております。

第1に、都、区市町村、または学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項。

第2に、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項。

第3に、その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項。

以上、3点です。

委員の任期についてですが、第4条にありますように、2年といたしまして、第6期の

任期は令和6年8月1日から令和8年7月31日までとしております。

第5条の会長につきましては、委員の互選によって定めることとしておりまして、第6期は東京聖栄大学教授有村委員にお願いしております。

なお、会議及び議事につきましては、第6条にございますとおり、委員の過半数の出席をもって開催し、議事は、出席者委員の過半数で決し、可否同数のときには会長が決することとなっております。

説明は以上です。

#### 【有村会長】

今、東京都におけるいじめ防止等の施策の体系についてと、東京都いじめ問題対策連絡協議会の規則について説明がございました。

今、藤田課長から、我々の会議は、いじめ対策と関係機関の連携、もう1つは推進という役割であるということも御説明いただきました。

ありがとうございます。

### 3 協議 「東京都におけるいじめ防止等の対策」

#### 【有村会長】

協議に入りたいと思います。

本日は大きく2点について、皆様から大きな多角的な意見をいただきたいと思っております。

第1は、「都、区市町村又は学校におけるいじめ等の現状と課題について」です。

各委員の皆様から、現在の取組状況を御紹介いただき、また、それぞれのお立場から、特に関係機関との連携について実態に触れながらお話いただくと2点目の協議にもつながるのではないかと思っております。

先ほど山田部長からもお話がありましたが、今朝の文科省のSNSに関する都道府県教育長緊急会議があったということをお聞きしており、御専門の方がいらっしゃいましたら、触れていただければありがたいと思っております。

それでは、初めに、東京都教育委員の対策につきまして説明をお願いいたします。

#### 【藤田課長】

私から、都教育委員会の取組について御説明申し上げます。

資料3「いじめ総合対策【第3次】概要版」を御覧ください。

都教育委員会では、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を基に、都内全ての公立学校を対象として、学校における具体的な取組を示した「いじめ総合対策」を策定しております。

資料1 ページの中央「目的」を御覧ください。

この「いじめ総合対策」は、都内公立学校のいじめ防止等の取組の一層の推進を図る目的で作成しており、この度、令和7年6月に「いじめ総合対策【第3次】」上下巻を策定いたしましたのでご紹介をさせていただきます。

2 ページを御覧ください。

策定の背景ですが、令和6年に策定した前総合対策の策定後、「1 国による『生徒指導提要の改訂』」「2 第5期いじめ問題対策委員会の答申」「3 国による『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』の改訂」の3点があり、これらを踏まえた修正を加えています。

前版の【第2次・一部改訂】と大きく違う点は、資料右下にお示ししたとおり、子供自身がいじめについて学び、考えることができるよう、新たに【子供版】を作成したことです。

この【子供版】は、発達の段階に応じて、3種類作成しています。

上巻・下巻、子供版、それぞれのポイントについて、御説明します。

3 ページをご覧ください。

上巻は、「国による『生徒指導提要の改訂』」を踏まえ、「生徒指導の4層構造といじめ対応の重層的支援構造」について解説するページを新たに設けました。

各学校の教職員がこのページを読み、生徒指導のポイントを理解したうえで、いじめ問題へ対応することが重要と考えております。

4 ページでは、策定の背景にある「いじめ問題対策委員会の答申」を踏まえ、子供自身がいじめ問題への理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実について、都教育委員会が具体的に取り組んでおります「高校生いじめ防止協議会」など、いじめ防止等に係る方策や具体的な取組を掲載しています。

5 ページをご覧ください。

今回の策定の背景にある「国による『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』の改訂」を踏まえ、いじめの重大事態の対応に関する課題について、根拠法令等を基に対応方法を説明しています。

6 ページをご覧ください。

下巻は、各学校が授業で児童・生徒を対象に実施する学習プログラム等を掲載したものです。

改訂された国の生徒指導提要においても、いじめの未然防止に向けて、「児童・生徒が、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である『自己指導能力』」の育成が重要とされています。

こうしたことから、今回、学習プログラムの各事例で、「生徒指導の実践上の視点」を記載しています。

次に、7 ページを御覧ください。「子供版」について御説明いたします。

今回、初めて「いじめ総合対策」の【子供版】を作成しました。

児童・生徒がいじめ問題やいじめ防止について学び、考えることのできる内容とし、一人1台端末で活用できるということを念頭に置き作成しております。

「小学1年生から3年生向け」「小学4年生から6年生向け」「中学生・高校生向け」の3種類とも全体の構成は同じです。

左下の画像は、「小学1年生から3年生向け」の一部です。このページでは、どのようなものがいじめに該当するのか事例を通して学べるようにしています。

中央と右側の画像はそれぞれ、「小学4年生から6年生向け」と「中学生・高校生向け」の一部です。

いじめの行為が犯罪行為につながることについても解説し、「中学生・高校生向け」では、法や条例等の根拠も示しています。

このように、発達の段階に合わせて、いじめも犯罪行為に該当する場面があることを伝えています。

ここで、当課担当者からデジタルブックでの機能や操作性について御説明させていただきます。

#### 【菅原指導主事】

「いじめ総合対策【第3次】及び【子供版】」のデジタルブックについて、実際に操作をしながら説明をさせていただきます。

デジタルブックは、児童・生徒が使用する一人1台端末で操作ができるよう想定して作成しております。

拡大・縮小や指定のページ数まで移動することが、簡単にでき、付箋にメモ等を残す機能が備わっており、手書きやマーカーでの記録も残ります。

これらの機能は同じ端末であれば、何度アクセスし直しても操作したものが記録されるということになっております。

#### 【藤田課長】

以上が、デジタルブックの御説明になります。

「いじめ総合対策【第3次】及び【子供版】」は東京都教育委員会ホームページにて公表をしております。

東京都に住む子供たちが安心して学校に通うことができるよう、いじめに関する教職員等の取組の定着と推進に一層取り組むとともに、【子供版】を活用した子供の意識の向上について、いじめの理解を深めるための授業方法などの研究を進めてまいります。

次に、高校生いじめ問題対策委員会について御説明します。

「【資料4】令和7年度高校生いじめ防止協議会について」を御覧ください。

「いじめ総合対策」にございます「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」のう

ち、ポイント4「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする」ための取組を一層推進するため、都立高校生がいじめについて考え、協議する【高校生いじめ防止協議会】を令和5年度から実施しております。

本年度は、都立高校等5校10名の高校生委員により実施しました。

昨年11月1日に開催した本協議会では、高校生委員から、いじめをなくすために、自分たちが当事者意識をもつことが必要であり、そのために、都教育委員会が作成した「いじめ総合対策【子供版】」を活用したいじめに関する授業を行うことや、子供たち自身がいじめの定義を正しく理解することができる動画を活用することが効果的であるのではないかという課題意識をもち、協議を進めました。

「いじめ総合対策【子供版】の効果的な活用に向けた授業案の提示」については、「高校生委員自身がいじめ防止につながるロールプレイやグループワーク等を盛り込んだ授業を計画し、自校の生徒や近隣の小・中学校に通う児童・生徒に実施する」、「授業を実施する際に保護者や教員にも参加してもらった方がよい」などの意見が出ました。

また、「いじめ防止についてのショート動画の作成」については、「いじめられる人、いじめられる人、傍観者の3つの立場になって、それぞれの気持ちが分かるような動画にすることで自分以外の人の気持ちが分かり、いじめが減らせるのではないか」、「いじめられた経験をもつ子供が動画を見たときに、傷ついたり嫌な思いをしたりしないよう、気を付けて動画を作成すべきではないか」といった意見が出ました。

今後、高校生委員の意見書を具体的に実現できるよう、高校生委員とともに、検討を続けてまいります。

いじめ防止等に係る取組をより実効性のある対策にしていくためには、学校と保護者、地域の方々、関係機関等の方々との信頼関係に基づく連携体制を強化していくことが重要であると考えております。引き続き、皆様とともにいじめ防止等の対策を推進してまいります。

説明は以上です。

#### 【有村会長】

都教育委員会での取組について、詳しい説明がございました。

「いじめ総合対策【第3次】【子供版】」の「中・高校生版」の最後のページに「身近な大人があなたを必ず守ります。いじめをした人はあまり覚えていないかもしれないけれどいじめを受けた人はずっと忘れないよ 心に一生消えない傷が残るんです」という非常にアピール性のある言葉が書かれております。

私は、学生たちに、生徒指導論の授業の中でいじめ問題を取り扱うことがあります。

大学ではリアクションペーパーという感想を書かせるのですが、ある女子学生が、そのリアクションペーパーをくしゃくしゃにして、私に渡したんですね。

私は「君はこのペーパーを書かないのか」と言いたくなったんですけど、彼女はずっと

私の顔を見て、「先生、紙を開いてみてください」と言うのです。

女子学生は「くしゃくしゃになった紙って元に戻りませんよね、これがいじめられた子の心なのです」ということを私に教えてくれました。

今のこの学生の話聞きいて、一生消えない傷というのは、こういうことなんだと具体的に学ばせていただいたことを、思い出しました。

東京都がそういう気持ちで取り組んでいただけるとありがたいと思いました。

また、高校生いじめ防止協議会の取組、この10人の生徒たちの協議、非常に興味深く聞きました。

### 協議3 (ア) 都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等の取組の現状と課題

#### 【有村会長】

それでは、続きまして、各委員の皆様から、現状と課題についてお知らせいただければと思っております。

東京都公立小学校長会からお願いします。

#### 【飯塚校長（佐藤委員代理）】

はい。東京都公立小学校長会、佐藤会長代理の代理で参りました、台東区立黒門小学校の校長の飯塚と申します。

それでは、東京都公立小学校長会のいじめ防止等の取組と課題等についてご説明いたします。

資料8-1をご覧ください。

東京都公立小学校長会におきましては、都の基本方針総合対策に基づいて、活動方針の中にいじめ防止対策を明示しております。

そして、調査研究部内に、健全育成学校要望等対策委員会を設置し、不登校いじめ問題の対応の取組に関してアンケート調査を実施し、調査研究の分析、共有を行っております。

また、毎年2月に研究発表会を行っており、健全育成分科会を設定し、代表、区市町村による研究発表、そして、参集した校長同士の研究協議、グループ協議を継続的に実施して、研究終了後、研究集録を発刊し、学びを共有しております。

次に、学校現場の具体的な取組は、いじめの未然防止として、日常の教育活動や授業において意識を深めております。

そして、学校いじめ防止基本方針を各学校で作成し、いじめへの対応を整えております。

また、校内に学校いじめ対策委員会を設置し、組織として未然防止、早期発見、早期対応を行っております。

児童の声を聞く、聞ける体制づくりに努め、また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用しており、様々な相談体制を自治体において整えております。

主な課題としましては、発見をする多いケースが本人からの訴え、保護者からの訴えが多いのですが、なかなかやっぱりいじめが見えない部分があります。

特に、ネット上でのいじめというのは発見しづらい状況があります。

いかにそこを読み取り、アンテナを高くして発見していくかということが大事になってきます。

そして、いじめ対応には、心理的、法的な判断が求められるケースがあります。

専門性のある支援体制の強化が十分に行われる必要があります。

保護者との連携については、いじめがあることによって、円滑に進まないケースが多々あります。

そうすると、学校の取組が十分に伝わらない、理解が得られにくいということが起こっております。

いじめが深刻化し、重大事態に発展した場合には、学校、関係機関の連携が必要となってきます。

今後の方向性として、**「いじめ総合対策【第3次】」**を基に、よりよい取組、連携強化を目指していきます。

先ほど紹介がありました**「いじめ総合対策【第3次】及び【子供版】」**を積極的に活用し、子供たちの意識を高めていきたい、また、関係機関との連携を一層深めていきたいと考えております。

ネットのいじめに関しては、SNS 東京ルール等を活用した継続的な取組を評価し、ネットでのいじめの防止に努めてまいります。

#### **【有村会長】**

ありがとうございます。代理委員としておいでいただいた飯塚校長先生の方から、小学校の取組についてお話をいただきました。

最後の課題と方向性のところが非常に重要ななと思いました。とりわけ心理的、法的な専門的な知見というのを学校でも整えたいということ、それから、保護者からのハードクレームというお話で、学校にとっては課題になることがあるかなと思っています。

こういった事も小学校で非常に課題になってきているとお聞きしました。

続きまして、六郷工科高等学校の剣持校長先生、お願いいたします。

#### **【剣持委員】**

東京都公立高等学校長会の会長の代理で参加しています六郷工科高等学校の校長、剣持です。よろしく申し上げます。

都立高等学校全体と、本校で実施している取組について説明させていただきます。

都立高校では、条例等に基づいて、いじめは生徒の心身の発達に重大な影響を与える行

為として明確に位置付けており、未然防止、早期発見、早期対応、それから重大事態対応と組織的に対策を行っています。

各学校において、学校組織として中心的な役割を担うのが学校いじめ対策委員会になります。

校長、副校長、生活指導部、各学年、スクールカウンセラー等から構成され、年間を通して計画的に会議を行い、学校全体で取組を進めております。

基本となるのは、年3回の生徒によるいじめアンケートになります。

各学期1回、最低基本3回実施している状況です。

これまでは、紙でのアンケート調査を基本として行っていましたが、一人1台端末などICT機能の活用が進められていることから、TeamsやFormsなど、デジタル化が進んでいるのが現状です。

また、都の取組として、支援が必要な制度を早期発見し、生徒自身が心身の状況について自己理解を深め、自ら健康をコントロールし、改善できるようにすることを目的とした都立学校版コンディションレポートの活用も推進しています。

今後は、都立学校版コンディションレポートを活用し、いじめアンケートを実施することで、生徒一人一人のSOSを早期に発見できる取組を進めています。

年3回のアンケート結果を踏まえて、各学校ではいじめ対策委員会を開催し、早期発見、早期対応を行っています。

学校評価アンケートでも生徒だけでなく、保護者に対していじめなどがないか、また、早期対応が学校としてなされているかということを確認しています。

未然防止で最も重要なのは、いじめが生まれにくい雰囲気づくりが大切だと考えます。

生徒会活動や部活動を通して良好な人間関係をつくり、SNSを含む啓発活動、ホームルームでの多様な学習を多面的に取り組んでいます。

特に、最近の高校生の傾向としては、SNSでの悪口やグループLINEから外されるといったような傾向が見受けられます。

このことを踏まえて、SNS等の使い方を含めた指導を警察等と連携しながら、各学校で行っている状況があります。

それから、東京都では、教職員の意識向上については、年2回、6月と11月に実施しているふれあい月間、いわゆるいじめ防止強化月間に取り組んでいます。

「いじめ総合対策」を基に、自身の取組状況を振り返るアンケートを実施している状況です。

内容としては、いじめ防止対策推進法に規定されているいじめの定義に基づき、いじめを認知しているか。

生徒の気になる様子を把握した場合には、小さな事例でも学校いじめ対策委員会へ報告しているか。

いじめアンケートを実施し、その内容を教職員間やスクールカウンセラーを含めて共有

しているか。

生徒に対していじめは絶対に許されない行為であることを指導しているか。

など、全部で18項目のアンケートを毎回実施して、教員の意識を確認しています。

現状の課題としては、SNSを含めて、見えにくいいじめが増加しているということがあります。

いじめの定義を改めて理解することと、認知判断のさらなる向上を目指すということ、生徒の人間関係の希薄化との関係を考えていく必要があると考えます。

また、被害生徒、加害生徒の保護者のいじめについての理解、不登校、問題行動等の複合化など挙げられるのかなと思っています。

今後の取組としては、学校現場では、いまだに困難なケースや複雑な対応を求められる場面が多くあります。

都立高校では、スクールカウンセラーが複数配置となっております。

これまで以上に、生徒の変化に気付く環境が完成されていますけども、さらに学校全体で支え合うとともに、必要に応じて警察や外部機関等の力を活用しながら、生徒一人一人を守る姿勢を改めて共有していくことが大事であると考えています。

#### 【有村会長】

ありがとうございます。

都立高校の状況について説明いただきました。

先ほどの教育委員会の方の説明でも重なるところがあり、SNS上の問題やいじめについて生徒自身の認知判断の精度。

生徒自身とともに先生もそれ以上に求められるということで、貴重な情報提供をいただきました。

続きまして、都立府中けやきの森学園の相賀委員よろしく願いいたします。

#### 【相賀委員】

都立特別支援学校長会の会長をしております、都立府中けやきの森学園の校長の相賀と申します。よろしく願いします。

特別支援学校におけるいじめ防止等の取組の現状と課題について御報告をさせていただきます。

特別支援学校でのいじめの対策としては、やはり未然防止の取組が重要な取組となっております。

普段から児童生徒の実態を的確に把握するため、特別支援学校では、個別指導計画を年間2回立てており、その中で子供たちの実態、人間関係等も把握していくことに努めております。

児童・生徒と教員が、まず信頼関係を結び、子供たちの会話や行動観察等から、児童・

生徒の悩みやモヤモヤなどの心情を汲み取ることを日常的に行っております。

こうして把握した情報を基に、学年会議、学部会等でその背景や原因などを考察しております。

その際に、担任が一人で抱え込まず、学年会等の会議だけではなく、さらにもう少し広げたケース会議、これを支援会議と呼びますけれども、支援会議を通して、教員間やスクールカウンセラー、そして、地域の関係機関等とも連携して対応する取組を行っております。

スクールカウンセラーにつきましては、今年度から特別支援学校においても全校配置とさせていただきます、活用をさせていただいております。

さらに、児童・生徒の方の活動としては、SOS の出し方を学んでいただくような心の健康教育というものを各校で工夫して行っております。

本校の例で言いますと、地域の保健所と連携してプログラムをつくり実施しております。

学校内ではもちろんのこと、地域や、卒業後にも相談できる相手の方がいるということを知ってもらう取組を実施しております。

また、普通の学校内の教育におきましては、学級活動、道徳などにおいて、望ましい人間関係づくり、コミュニケーションのあり方などを考えさせる題材を取り上げています。

学校教育全体を通して友達と仲良くすること、また、意見の相違があったときの対処法などを指導しております。

そして、始業式、終業式等では、校長や生活指導部から、いじめは行ってはならないこと、SNS の使用における注意喚起などを繰り返し行っています。

組織的対応としては、学校いじめ対策委員会を通して、常日頃から情報共有化を図っています。

また、スクールサポーターなど、警察の方との連携も日頃から行っております。

その際に、いじめのアンケートの集計結果等を共有して、いじめの小さな芽となるような、「嫌なことを友達から言われた」とか、小さな記述なども取り上げて、学年で話し合い、ケース会議を行うなどして、初動を的確に行うことに努めています。

特別支援学校は、盲学校、ろう学校においては幼稚部からあります。また、通常のところでは小学部から高等部まで発達の段階の様々な幼児、児童・生徒がおります。そういった中で、その子たちに応じて対応していくということが非常に重要となっております。

課題としては、教員の中で、特別支援学校ではあまりいじめはないだろうという思い込みとか、いじめに対する感度の低さというのがあるのではないかと感じております。

これに対しては、学校いじめ対策委員会での協議結果などを職員連絡会等で教員一人ひとりが意識できるように注意、管理していくことが必要だと思います。

また、あまり例はないのですが、特別支援学校 58 校ありますが、年に数件起こっている、いじめ重大事態事案の対応方法など、事前知識として入れておくことも重要であると

考えております。以上になります。

#### 【有村会長】

特別支援学校における取組について説明いただきました。

「いじめはないだろう」という思い込みがあってはいけないと非常に強調されて、そのとおりだと思いましたが、その上での取組を見ますと、非常に具体的な取組をされています。

続きまして、私立学校教育研究所本間委員、よろしくお願いいたします。

#### 【本間委員】

資料は8-5の1枚です。

私どもの東京私立中学校高等学校協会は、中学、高校で240前後の会員がいます。

その学校のサポートをする組織です。

ただ今、公立小学校や公立中学校、特別支援学校の先生からお話があったいじめの問題というのは人権の問題です。

ですから、公立であろうと、私立であろうと、その法律に違うようなことはやらない。

ガイドラインに沿ってやるということは、各学校、それぞれやっていることと思います。

ただその中で、生活文化局私学部の皆様と協力をしながらなんですけれども、未然防止対策も実施し、重大事態も受け止めてはいるんですが、その過程でトラブルが多々あります。

私立学校の場合は、学校経営をしなくてはなりません。

例えば、重大事態が起きて、第三者委員を設置するのに、多額の費用が掛かります。

それが複数発生すれば、学校教育を運営するのがままならないという課題です。

当協会の学校をマネジメントする部会では、約200の学校が参加する研修を行っています。研修では、やっているのにうまくいかないという問題に対しグループワークや分科会をしながら、話し合っております。

そこに弁護士の先生に参加していただき、「いじめ対策をやっているつもりでも、その対応では適切ではない」と御指摘をいただきます。

自分たちだけでやっている、自分たちの判断というのが、必ずしも正当性があるとは限らない。先生方というのは、公立も私立も関係なく、一生懸命に生徒と関わっています。しかしながら、自分たちは生徒に信頼されているという思い込みがあります。

自分たちが面談をやっているときに、妥当なコミュニケーションを取っていると思っております。しかし、それが弁護士さんの客観的な目から見ると、トラブルになるような言動であったりするので、そういう言動等がないように、毎年研修を行っております。

最近では主体的、対話的で深い学びが重視され、対話が大事にされておりますが、先生

方は対話をしているつもりでも、実は対話になっていないということあるわけです。

いじめ問題の現場では、いろんなボタンのかけ違いが起きている。

私たちが、現場にまで行ってアドバイスはできませんが、皆一堂に会して、そのボタンのかけ違いをお互いに情報共有することによって、かけ違いを訂正していく。このような、地道な作業しか、いじめ問題の対策に対してはできないと思います。

いじめが起きないように、未然に防止することが大切なので、いろいろな方々と連携しながら、事が起きてから連携するというよりは、起きる前に連携をして、いろいろな角度、社会学の目が必要であり、世代ギャップという文化人類学的な視点も必要になります。

また、一番問題は、法律の問題です。

私立学校は、建学の精神という理念があります。

その建学の精神と国の法律や都の条例、ガイドラインとの間で各校は悩みながら対応をしています。

しかし、何か起きたらすぐやるということになると思うので、その判断のタイムラグがあって、実際にいじめが起きてしまったからが本当に悩みどころで、日々苦しんでいます。

一つの重大事態が起きると、学校全体がそこに対して集中しなくてはいけない、本当に日々大変な、そんな中で教育を行っているというのが私立学校の現状です。

この状況をどのようにしたらいいのか、それを模索しているのが当協会での研修のもう一つの意図となるわけです。

当協会のいじめ問題に対する取組を御紹介させていただきました。

ありがとうございました。

#### 【有村会長】

建学の精神やいじめ問題に対する哲学が問われているような気がしました。

とりわけ、直接的には予算も随分大事であるという具体的な数値も知り、すごくご苦労のほどを伺いました。

同じく私立学校から慶應義塾幼稚舎の杉浦委員、よろしくお願いいたします。

#### 【杉浦委員】

東京私立初等学校協会理事、それから慶應義塾幼稚舎という小学校で舎長を務めております杉浦と申します。

まず、本校の取組についてお話を差し上げます。

慶應義塾は、大学につながる一貫教育校として、二つの小学校、三つの中学校、五つの高等学校を有しております。

このうち高等学校の一つであるニューヨーク学院高等部を除いた計9校から担当者が出

席して、一貫教育校いじめ問題連絡会を組織し、連携しております。

この連絡会では、各校からの事例の紹介、その対応、さらには児童や生徒、教職員、保護者など様々な観点から考察がなされております。

慶應義塾内には、法務部という事務部門が設置されており、仮に、訴訟などに発展しそうな場合や、発展してしまった場合の対応などにも互いに連絡を取り合い、慎重に取り組む体制を構築しています。

少し例を持ってお話しします。SNS を使ったいじめの話題ですが、先ほどのお話しでグループ LINE から外されるような見えにくいいじめが増加しているのではないかとというようなお話がありました。

実際は、その見えにくいのは、私達大人だけが見えにくいのであって、本当に子供たち、小学生、中学生、高校生にとっては、非常に分かりやすいいじめが増加しているのではないかと私は思っています。

簡単に言いますと、振り向きざまというか、廊下を歩いているすれ違いざまにその人の写真を無断で撮る。

無断で写真を撮った後に、AI による画像生成にかけて、その人の顔の表情や姿、容姿を変えて画像をすぐにアップし、一 SNS に流してしまうということが現状広がっております。

苦手と思われる科目の教師の写真を撮り、それを加工して、実際に停学になってしまうというような事が広まっているのです。

スマートフォンやタブレット自体は非常に便利であり、連絡等もスマートフォンやタブレットなしでは大人でもできないという状況になっています。

学習効果も上がるという一面もあるので、もう離せないものにはなっていますが、完全にいじめの道具になっているのは明らかではないかと思えます。

その画像を作った人、それを最初に発信した人のことをいじめをした人と言いますが、その画像が回ってきてそれを見た人も、もういじめているということになるのです。

この場合は、特定できないかなり多くの数のいじめをしている人が存在してしまう。

これがもしかすると、わずか短時間の中でそういったいじめが展開されてしまう、非常に恐ろしいことになっていると思えます。

今の話は、一つの学校の小さな組織の中での話をしていますが、友人関係というのは他校にまで広がっています。ある学校から他校に、また他校から私どもの一貫教育校の中にそうした画像等が回ってくるようなことも出始めております。

スマートフォンやタブレットの画像や SNS を教員が生徒一人一人、端末 1 台 1 台をチェックすることができない状況ですので、非常に難しいと感じております。

危機感を飛び越えて、持たせない、使わせないというのは、これは極論になるものです。

いかにこういったものと向かい合い、付き合い、またそういったことがいかにいけないかということをしつかりと知らせていかなければいけない。

これは、本当に喫緊の課題とであり、常に突きつけられているものではないかと、認識しています。

本校といたしましては、中学や高校と違って小学生という発達段階で、何か一つのルール等押し付けたところで、難しい面もごございます。

本校の取組を少しだけ御紹介しますと、臨床心理士の資格を持つ方をお招きして、お話を伺うようにしています。

このテーマは、みんなの安全を守るための話ということで、私とあなたを区別する境界線というものがあること、お互いを守るためのルールというものがある、境界線が守られないことが起こったらどうするか、このようなことについて学んでいます。

特にこの境界線を守るために大切なこととしては、「やめて」ということを伝えること。逆に、「やめて」ということを真剣に受け止めること、困ったら大人に相談すること、最後は、境界線が破られるのを見逃さない、許さないということをお子たちに伝えていきます。

あなたの心はあなたのもの、あなたの身体はあなたのものということをお子たちに知らせて、心も身体も自分以外の人たちのことも守っていかうということをお強く問うことを最近始めており、全体的に周知されつつあるのかなと感じております。

本校としては、引き続き、いじめの未然防止や早期発見、また、特に初動を重要視して、できる限り正しいと思えば、早めに情報を集めて介入していく、すぐに手当を行うということを責務としてやってまいろうと思っております。

先ほど申し上げましたように、私は東京私立初等学校協会の理事も兼ねておりますので、そちらの立場からも少しだけお話をいたします。

いじめ対策については、児童たちが安心して学校生活を送ることができるように、各私立小学校それぞれが独自の対策を講じ、努めているということはお伝えいたします。

昨年12月15日に、東京都知事に令和8年度中学振興予算等に関する要望を東京私立初等学校協会の会長以下複数名でお伝えしました。

その中の一つに、いじめ対策において、第三者委員会の設置には、国公立同様に公費の負担をお願いしたいという要望をしてまいりました。

先ほど、本間委員がお話されたことと重なることとなりますが、児童たちの間では、ときにいじめに該当する声が散見され、早期発見や早期対応を心がけていても解決に時間がかかり、いじめの重大事態に発展して第三者委員会による調査が必要になることもあります。

解決に導くためとはいえ、第三者委員会の設置には多額の費用が発生し、私立学校の経営を大きく圧迫することになります。

また、解決に至るまでには、担当する教職員に身体的並びに精神的な大きな負担が長期

にわたりかかるということがあります。

子どもは、学校全体の危機管理も大事にしており、児童たちの安心安全を第一義としながらも、その中でいじめ対策を強く推進していかなければなりません。

しかし、この取り組み方次第では、非常に難しい問題が生じてしまう場合があるということを、あえてこの場でお伝えしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

#### 【有村会長】

杉浦委員、ありがとうございました。

私立学校の難しさ、特に資金的なことともすごくよく分かる話であり、SNS のいじめに関して非常に貴重な御意見をいただきました。

続きまして、公立学校の設置者である教育委員会での取組について伺います。

日の出町教育委員会教育長の平崎委員よろしく願いいたします。

#### 【平崎委員】

日の出町教育長の平崎です。よろしく願いします。

レジュメと資料は、日の出町立学校いじめ対応の手引きを御用意させていただきました。いくつかピックアップをしてお話させていただきます。

いじめ対応の手引きは、いじめの対策について、その教育の原点に返ったときに、いじめ対応も学校教育も、子供たちの今の幸せ、未来の幸せのためにあるんだという原点に立ち返りを作成したものです。

この度「いじめ総合対策【第3次】」ができましたので、これに基づき、また世の中の状況に応じて、この手引きを改定して活用していこうと考えております。

まず、日の出町では、いじめについては、学校経営上の最優先事項であり、教育行政としてもそのように捉えて、学校とともに対応を進めているところです。

そのために、学校だけで抱え込むのではなく、様々な機会、様々な方法、様々な人々と連携、協働して、いじめを生まない学校づくりをしていくという大前提の下に進めております。

学校においては、この手引きに基づいて取り組んでいくということです。

日の出町には学校が5校しかないのですけれども、町を挙げて、対策に取り組むようにしています。

早期発見につきましては、東京都教育委員会で実施されています、ふれあい月間。これは、調査の結果がレーダーチャートに上がって出てくるものです。

このレーダーチャートを基に、自校の対応はどこが弱いのかということ进行分析し、その改善をすぐにやっていくということを学校と共有しながら進めています。

併せて、月1回の町独自のいじめの調査をしています。

いじめの認知件数や、内容の回答をいただくのですが、それだけではなく、それを基に指導主事が認知したいじめに対して聞き取りをします。

その中で、「重大性の高いいじめ」というような言い方で、その背景や、長期化しないか、複雑化しないか、と具体的に一人ひとりに、1件1件のいじめについてやり取りをします。

必要な場合は、何かあってからではなく、町にいる心理の専門医や指導主事が学校へ行き、再度聞き取りをして、いじめ対策委員会の中に入って対応を共有していく。

場合により、五日市警察署のスクールサポーターに来ていただくこともあります。

時には、東京都の学校いじめ問題サポートチームの助言をいただきながら、あらゆる手段、という言い方は適切でないかもしれないですが、一人の困っている、悩んでいる子供に思いを寄せて、みんなでやっていくという対応を日の出町では行っています。

続きまして、組織的対応です。

日の出町立学校いじめ対策委員会について、「形骸化していませんか」ということを学校には問いかけています。

毎月集まって、件数等を確認するだけではなくて、どういう背景があるのかという共有、正しい理解や危機意識を学校で確認をしてください。

必要があれば、我々教育委員会は一緒に考えていきますというスタンスです。

校長のリーダーシップをどう発揮していくか、組織をどう機能させていくかということ、重要視しています。

また、日の出町教育委員会としては連携、協働による対応を重視しています。

日の出町の総合教育会議、町長部局とどう連携していき、いじめについては町長に報告、それから教育委員、場合によってはオブザーバーに来ていただき、オブザーバーと協議をして、町を挙げて取り組んでおります。

その他、日の出町青少年問題協議会や、日の出町いじめ問題対策連絡協議会等で各機関の方と共有をしながら、いじめが学校問題としてだけではなくて、これが社会問題であると捉えていくなれば、これは社会総がかり、地域が一丸となってやっていかなければならない、そういった風土づくりをしていかなければならないと考えています。

もう一点、日の出町立学校運営協議会です。

コミュニティスクールについても、いじめを生まない学校づくりを学校運営協議会の皆さんとどうつくっていくかを協議していくということで、子供に関わる全ての大人がこのいじめを生まない学校づくりにどう関わっていくかということで、ここに挙げた一つ一つを丁寧に徹底してやっていくこと。それから、連携、協働の学校づくりをどう進めていくか。

いじめは、学校経営、教育行政としての最優先課題だという高い危機意識をどうもち続けるかということが今後の課題であると考えております。

以上でございます。

**【有村会長】**

ありがとうございます。

平崎委員から、行政の取組に対して、学校のいじめ問題対策委員会が形骸化していないかということや課題について詳しく例示いただきました。

続きまして、同じく教育委員会で東村山市教育委員会教育長の村木委員ですけれども、本日御欠席ですので、都教育委員会の方で代読をしていただきます。

よろしく願いいたします。

**【事務局 鈴木統括指導主事】**

事務局の方で代読をさせていただきます。

東村山市におけるいじめの現状と対策についてご報告させていただきます。

東村山市は、小学校が15校、中学校が8校あり、児童・生徒合わせて1万200人ほどが在籍をしております。

いじめの認知件数としては、令和7年度上半期までで小学校が約130件、中学校が約60件という状況です。

いじめの端緒では、小学校・中学校ともにアンケート等学校の取組によるものが最も多く、次いで本人からの訴えや本人の保護者からの訴えが多くなっております。

このことから児童・生徒が悩みを相談しやすい環境づくりが構築できていると捉えております。

特に、子供の居場所づくり、絆づくりに関わる活動に力を入れ、子供の視点に立った相談体制をさらに充実させることが重要であると考え、令和7年7月よりNPO法人が運営しているWeb空間『かくれてしまえばいいのです』を全児童・生徒のタブレット型端末から利用できる環境を整えました。『かくれてしまえばいいのです』は、生きることが辛いと感じている子供・若者のためのWeb空間で、児童・生徒が匿名で自分の気持ち表現でき安心できる環境にあります。

導入した7月から11月までの5か月間で約1,000件の利用がありました。このことは、本市の児童・生徒にとって相談先の選択肢が増えることにつながり、児童・生徒が発信するSOSの早期発見や早期対応につながっています。

一方で、いじめの定義に基づき学校や家庭が迅速かつ適正に実態を認知する取組について、学校間での認知に差があることが課題の一つであると捉えております。

このことから本市では、いじめ重大事態の発生にかかわらず、平時より教員経験者、心理の専門家、医師、弁護士等、計6名の委員で構成するいじめ問題調査委員会を年2回開催しています。この委員会では、いじめの未然防止策やいじめの重大事態の防止に向けた方策について、実際に市内の小・中学校で発生したいじめを事例として協議を行い、学校の組織的な対応や初期対応の問題点について具体的な知見をいただいております。

協議の結果を参考に、迅速な対応が組織的に図れるよう「初期対応フロー」を作成し、全校で活用できるようにしました。

また、子供たちが回答しやすくなるようアンケートの様式を改良し、定例校長会や副校長会のほか、生活指導主任会等でポイントを共有することでいじめの未然防止や早期発見、早期対応につながるよう努めております。

東村山市のいじめ対策においては、東村山市いじめ防止等の基本方針に基づき、未然防止、早期発見、早期対応に努めておりますが、令和7年6月に東京都教育委員会による「いじめ総合対策【第3次】」が策定されたことを受けて、現在本市の基本方針についても作業を進めております。引き続き、子供たちが安心して学校へ通うことができるように23校と教育委員会が一体となって取り組んでまいります。

以上で事務局からの代読を終了します。

#### 【有村会長】

東村山市教育委員会での取組について代読をいただきました。  
事例研究を基にしたの、取組の紹介でございました。

#### (イ) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の現状、課題及び改善の方策

#### 【有村会長】

続きまして、PTA関係の対応でございます。  
関口委員、よろしく願いいたします。

#### 【関口委員】

東京都公立中学校PTA協議会の関口と申します。  
当協議会では、特にいじめに対する取組というのは、直接的には行っておりません。  
日の出町教育委員会と東村山市教育委員会の取組を伺った中で感じる場所は、東京都といっても区市町村によって、それぞれ取組が若干違うのかなと感じます。  
学校になりますと、さらに取組の差が出てくるのかなと感じております。  
聞いた話ですけれども、2年前まで保護者会等で、いじめの話題が触れられることがなかったが、昨年度、校長先生が変わりましたら、自校でのいじめの実態や不登校の実態等を保護者や地域での会議の中で共有されるようになったそうです。

いじめ、不登校をいった実態があるなら、やはり何とかしなくてはと実感したということです。

以前は、「いじめがあることが問題」だというのがありましたけれども、今は「いじめがないということ自体が問題」であるという、意識に変わってきていると思います。

保護者、先生方の中にはPTAという組織自体が要る、要らないだとかということも議論されていますが、保護者としてはPTAという組織に要る要らないに限らず、学校の先生方と、またその地域の方々と連携をして、子供たちのために、いじめ等の問題を一緒に解決していきたいと考えておりますので、皆様方に改めてお伝えしたいと思います。先ほどからの未然防止のお話しもあるとおり、対応して未然に防ぐことは必要であると感じております。

#### 【有村会長】

ありがとうございます。

関口委員から「いじめがないことが問題なのだ」と。

これは非常に大事なことです。

校長先生が替わるとその学校の実態がよく見えてくるというPTA実情を教えてくださいました。同じく、高等学校PTA連合会の植茶委員、よろしく願いいたします。

#### 【植茶委員】

当連合会としても、いじめ問題対策というところでは、具体的な対策の方は行えておりません。

しかし、PTAとしては、保護者が悩んだ場合の窓口の提供、学校との連携という形で、特に保護者や生徒から相談があった場合の対応について、あらかじめPTAの中で話し合いを行っている状況になります。

その中で、学校と連携を取ってサポートしていく体制というのを整えていきたいと考えております。

また、スクールカウンセラーの先生に御協力いただきまして、文化祭等での相談ブースの設置等を行い、より生徒も保護者の方からも相談をしやすい環境の提供という取組をしております。

#### 【有村会長】

ありがとうございます。

高校の方で、学校との連携という形で、特に保護者や生徒から相談があった場合、あらかじめPTAの中で協議をしているとのことですが、これは非常に大事なことです。

そのワンクッションで学校の校長先生は非常に助かるし、子供たちも有意義になるのではなかと感じました。

続きまして、オンラインでの御参加です。

東京都PTA協議会会長代理であります藤井委員よろしく願いいたします。

#### 【藤井委員】

当会では、基本的に PTA の支援の方を活動方針としていますので、児童のいじめ防止に関する取組などは残念ながら実施しておりません。

当会で発信しております、「かわら版」ですとか、メール配信なども行っておりますので、そちらについて会議の内容の周知の協力に関してはできますので、何かあればいつでもお声がけいただければと思います。

以上となります。

#### 【有村会長】

ありがとうございます。

今、藤井委員からご案内がありましたように、PTA 東京かわら版というのを具体的に示されておりまして、活動の様子を非常によく伝えております。

続きまして、特別支援学校の連合会の日吉委員ですが、本日御欠席となります。

特別支援学校 P T A 連合会日吉委員から資料 8-6 をお預かりしておりますので、御紹介をさせていただきます。

特別支援学校 PTA 連合会における取組状況の現状と課題、関係団体との連携の現状と課題です。

保護者として相談先や対応の流れが分かりにくいと感じる点や障害の特性によって子ども自身が困りごとを伝えにくい現状があり、課題としているところです。

続きまして、東京都公認心理士協会の上野委員、よろしく願いいたします。

#### 【上野委員】

東京公認心理師協会の理事を務めます上野と申します。

当会の活動の中で、いじめ防止等に関する事で一番大きいのは、東京都が配置している公立学校スクールカウンセラーの多くが当会の会員であるということでございます。

今年度から、先ほど先生方のお話にもありましたように、特別支援学校及び中学校、夜間学級、全ての課程にスクールカウンセラーが配置されました。

ただ、特別支援学校につきましては、幼・小・中・高一体の学校で1名なので、なかなか全部手が回らないという実態もございます。

そのように、スクールカウンセラーが多く所属しておりますので、いじめや人権教育、倫理的な課題についても含めた幅広い協会員への研修を随時行っております。

参加者も多く、現場で活用しようという気持ちのある会員が多いです。

スクールカウンセラーという学校内で対応するスタッフが行ういじめ対応としては、予防、早期発見、いじめ発生時の対応、再発防止、これは東京都が提示しています「いじめ総合対策」の中でも明記されておりますが、それに関わっていくことになります。

予防としましては、相談しやすい環境をつくる。また、先生方への研修で、一緒に子供さんたちへの教育プログラムを行う保護者会等での研修というようなこともしております。

す。

最近私たちの業界では、いじめを重篤化させないためには、アンバランスパワーとシンキングエラーを減らす取組をしています。

これは、こども家庭庁等でも言われていますが、例えば、小学校低学年の子で、体の大きい子と小さい子が仲良く遊んでいても、体の大きい子の方が、圧が強い。体の小さい子は「嫌」と言えない状況になってしまう。たとえ、悪意がなくてもそのような状況が起ってしまうので、このようなときに、圧を減らすような大人の介入が必要である。

また、シンキングエラーというのは、「このぐらいだったら、からかいだよね」というような、相手の共感性に欠ける対応をしてしまう子供もおります。そこで、相手の気持ちはきっと嫌なのではないかというような教育をしていく。その2つを推進していくことで、いじめが重大化しないというような取組も学校で行っております。

早期発見というのは東京都の取組の一つで、全員面接というのを小学校5年生、中学校1年生、高校1年生で行っております。

そこでいじめに対する話が出てくることもあります。

また、学校でアンケート等も取っていただきますし、他にも Q-U テストや学校風土テスト、色々なテストを学校はやっています。

その結果を先生と共に見ていき、ちょっと不適用の兆候のある子に配慮し、観察していきましょうという取組もしています。

いじめが起きたときは、被害児童の生徒の心のケアや加害児童生徒の心のケアを行うことがあります。

話を聞いていくと、加害の子は虐待を受けていたというような案件もございいますので、このような背景も理解して対応していき、再発防止につなげていきたいと思えます。

スクールカウンセラーはこのような活動を行いますが、学校内では他にも特別支援教室巡回心理士や各種の不登校支援員という形で心理職が入っていることがあります。

その方たちから「あの子たちの関係がちょっと気になるんだけど」というような意見をいただき、スクールカウンセラーが学校と連携をして対応を代わることもあります。

私ども心理師は、学校外の場面にもいます。

自治体の教育相談室や子供家庭支援センター、適応指導教室、教育支援センターなどで。教育支援センターには、不登校になった子が通うのですが、「学校では言えなかったけど、実はこの子からのいじめが嫌だったんだ」との話が出ることもあります。

心理師同士のつながりもあるため、守秘義務については保護者および本人の了解を得たうえで、情報を共有してもらえらる場合が多く、その情報を基に学校で対応していくことがあります。

その他にも、当会ではこども相談室という電話相談を行っています。

これは、いじめとかではなく、子育てや経済的な問題等を相談していただいても大丈夫というところですよ。

また、自治体の相談窓口や民間の電話相談に従事している心理師も多くいます。

ここでも、いじめの相談があった場合は、「学校に相談しなさい」とか、「こういう方法があるよ」と心理師はお伝えしております。

また、医療機関や相談機関にも、いじめが原因で心身に症状を訴える児童・生徒が受診することもあります。

医師とともにカウンセリングを行うなどの治療に当たることもあります。

このように、様々な場面でいじめ案件を扱うことがありますが、課題としましては、案件が多い学校では、スクールカウンセラーが相談を受ける時間がないこともあり、対応が遅れてしまうことがあります。

また、今年度から都の複数配置がかなり進んでおり、区市町村スクールカウンセラーの配置も増え、週に3、4日スクールカウンセラーが学校にいるという状況もでききています。

しかし、偶然にもスクールカウンセラーが全部男性だった。

女子生徒が「前は女性の先生だったのに、男性の先生に変わってしまい話に行けない」というような課題も出てきているということが今年判明しました。

配置の難しさもあるなど思っております。

当会としましては、特にいじめ対応専門という窓口はございません。

ただ、現在、医療分野ではトラウマ治療は非常に多くなってきておまして、医療機関を受診した人たちの中に、いじめが原因でそのような二次被害、三次被害を受け、症状が重篤化した人もいます。そのような治療は1、2年で終わりませんし、就労もできずに、経済的にも困窮してしまいますことがあります。ですから、学校で解決できれば、恐らく将来的に医療費の抑制ですとか、働ける人の増加には必ずつながっていくと考えておりますので、できるだけ対応したいと思っております。

皆様に共有したい事項としましては、第三者委員会が非常に増えており、かつ、1年で案件が終わりません。誰でもできるというわけではなくて、学校や法律にある程度知見のある心理師でないと対応が難しく、人員を探すということが難しくなっております。

ただ、心理職は非常勤が多いので、そちらを優先すると、日常の業務の給与が入ってこないというようなことも起こっております。この第三者委員会の委員推薦案件の増加は、全国どこでも同じ訴えを聞きます。ですので、いじめの重大事態、不登校の重大事態にしない取組が非常に大切になっていくかなと感じております。

#### 【有村会長】

東京都ではスクールカウンセラーの制度が非常に充実しているのですね。

私の知る限りで、心理師の皆様は非常に頼りになる存在で、特に全員面接などを行っていただき、専門的な知見を発揮していると理解しております。

続きまして、東京都保護司会連合会の松本委員、よろしく申し上げます。

## 【松本委員】

保護司の活動に関して、基本的なことを交えながら御説明したいと思います。

保護司は、法務大臣から委嘱を受けて地域で活動するボランティアで、東京都では、現在、約 3,200 名の方が活動されています。

その活動は、大きく分けると 2 つございます。

1 つは、保護観察所の保護観察官との協働体制のもと、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生を助ける活動で、保護観察の実施がその代表的なものになります。

保護観察の対象者は成人・少年両方ありますが、中には中学生で保護観察を受けている人もいます。

中学生に限らず、少年の場合には、「いじめ」に関連したことがらや学校生活への不適応が犯罪や非行の要因になっているケースが少なくないように思います。

保護観察を担当することになりますと、本人や家族とよく話し合うことはもとより、ケースに応じて関係者の方とも協議を行う必要があります。中学生の場合には、学校との連携がとりわけ重要になります。この場合には、個別具体的なケースの状況に応じた対応が求められることとなりますが、ぜひ御理解と御協力をお願いしたいと思います。

保護司の活動の 2 つめの柱は、犯罪や非行の少ない、誰もが安心して生活できる社会をつくっていくための地域活動です。保護司は、それぞれの地域で組織された保護司会に所属し、保護司会ごとに様々な活動を行っています。私どもは、犯罪や非行の少ない、誰もが安心して生活できる社会をつくっていくためには、特に、小学生や中学生を対象にした活動が重要だと考えており、全ての保護司会で積極的に取り組んでいます。

代表的な活動としては、毎年 7 月を強調月間として行っている「社会を明るくする運動」において、小・中学生を対象に作文コンクールを行っており、今年度は、都内の約 300 の小・中学校から、約 11,000 点の応募がありました。その中には、「いじめ」を題材とした作文もかなり含まれています。

また、多くの保護司会では、校長先生や生活指導主任の先生、PTA 関係者などとの連絡協議会を定期的で開催しています。中には、警察の関係者にも参加いただいて開催しているところもあります。

保護司が学校に出向いて出前授業を行ったり、逆に保護司会が行う広報啓発活動に中学生に協力してもらったりしているところもあります。

保護司の中には長年教員をされていた方もおられ、よきアドバイザー役を担っていただいております。

活動内容は地域により様々で、必ずしも「いじめ」に焦点を当てた活動ばかりではありませんが、子どもたちの健全な育成を地域全体で支えていくことが重要であり、その中で、それぞれの貴重な経験や知見を持っている保護司や保護司会が果たす役割も、大きなものがあるのではないかと考えております。

引き続き皆様と連携して活動を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【有村会長】

松本委員、ありがとうございます。

社会を明るくする活動をされているという具体的な御紹介をいただきました。

続きまして、東京都医師会理事首里委員につきましては、本日御欠席と承っております。

首里委員からは、「平成 29 年に東京都医師会 学校精神保健検討委員会で、「学校精神保健に関する事例とその解説（3）」という題目で小冊子をまとめ、各学校医に配布いたしました。内容は、学校現場でのさまざまな問題「いじめ」「不登校」「発達障害」「薬物乱用」「スマホ依存」「性同一性障害」等、内科学校医が相談を受けることも多い課題に関してです。「いじめ」に関して例を挙げると、「小学生時代のいじめの後遺症に 10 年以上も苦しむ例」「いじめへの対応とこころのケア」に関して、事例を提示し、専門家からの解説を説いています。本冊子に関しては、東京都医師会のホームページから、閲覧いただけます。

東京都医師会学校精神保健検討委員会は、月に 1 回、児童精神科、小児科、養護教諭、心理士等が集まり、学校現場で起こるさまざまな課題に関して、課題解決に向け、議論をしております。」との内容と資料をお預かりしておりますので、資料のお示しをもって御紹介とさせていただきます。

続いて、行政関係の皆様からお話をいただきたいと思っています。

まず東京法務局人権擁護部長の佐久間委員、よろしくお願いいたします。

#### 【佐久間委員】

改めまして、東京法務局人権擁護部長の佐久間でございます。

資料は、資料 9-4 と「人権の擁護」というリーフレットもお配りをさせていただきました。

まず、東京法務局人権擁護部は法務省の下部組織にあります。

そして、法務局の人権擁護機関として、法務局の職員と法務大臣が委嘱した民間のボランティアである人権擁護委員とで人権の擁護に向けた各種取組を行っております。

第 1 点として、人権侵害を未然に防ぐための人権啓発活動。

第 2 点として、人権相談。

第 3 点として、人権侵害の疑いがある事案の調査、救済。

このような取組を行っているところでございます。

また法務省では、主な人権課題として、インターネット上の人権侵害をはじめとする 18

の人権課題を掲げており、取り組んでおります。

その中でも子供の人権については、特に重要な人権課題の一つとして受け止めておりまして、いじめ、虐待、体罰、そして性被害などから子供を守るべく子供からの声を拾い上げ、そして SOS のサインを見逃さないよう、様々な方法で子供のための人権相談を実施しております。

具体的には、1つは専用フリーダイヤル、子供の人権 110 番。

2つは、インターネットによるメール相談。

3つとして、LINE 等によるチャット相談。

最後に、子供の人権 SOS ミニレター。

主にこの4種類のツールを通じて人権相談に応じているところでございます。そして、子供への人権啓発活動の1つといたしましては、人権教室を行っております。これは、子供たち自身がいじめ等について考える機会をつくることによって、相手への思いやりの心や命の大切さを学んでもらうことを目的として、人権擁護委員が各学校や放課後教室、そして子供食堂などに出向いて実施をしているものです。

ぜひ、教育委員会等の皆様には、学校での人権教室の実施について、御理解、御協力を賜りたいと思っております。

そして、只今御紹介したような取組の中で、本日は第1点として SOS ミニレター、第2点めとしてチャット相談について少し御紹介をさせていただきたいと思っております。

資料の2頁、SOS ミニレターについて御紹介いたします。

今年度におきましても、この SOS ミニレターは、5月の末から6月までにかけて、全国の小・中学校の御協力をいただき、全国全ての小学生、中学生全員に配布をしております。

その配布直後から、多くの児童生徒からの相談のお手紙が寄せられております。

昨年度の令和6年度は、全国で7,600通を超えるミニレターが寄せられ、その内の2,300件、約3割がいじめに関する内容でございました。

そして、資料の3頁には、児童に返信した人権擁護委員等が書いたお手紙と調査、救済を講じた具体的取組例を紹介させていただいております。

児童から送られました SOS ミニレターの中には、その内容から、児童の身の安全を図る必要性や緊急性が高い事案であると判断し、児童相談所に通報した結果、その児童が一時保護された事例もございました。

そして、通報までには至らないような事案においても学校と情報共有をして、その児童の見守り体制を強化していただいた事例もございます。

次に資料の4頁、チャット相談についてです。

昨今、若年層における主なコミュニケーションツールは、電話やメールからこの LINE などの SNS へと変化しております。

人権相談におきましても、LINE や小・中学校に貸与されている GIGA スクール端末等

を利用したチャット形式の相談を行っております。

東京法務局では、LINE による相談については、令和 2 年 7 月から実施しており、スクリーン端末等による相談については、令和 6 年の 9 月から実施をしております。

これらの件数等は公表をいたしておりませんので、この場では差し控えをさせていただきますけれども、日々、毎日子供からの相談が寄せられているのが実情でございます。

その内容といたしましては、単なる悩み事相談と言えるような類のものから、死にたいといった希死念慮が見られるものまで様々でございますが、当局職員と人権擁護委員とで対応に当たっております。

こちらも緊急性が高いものにつきましては、学校や教育委員会に連絡をして、場合によっては警察にも通報して御協力を仰ぐなど、子供の安全のための取組を実施しております。

いじめ事案につきましては、そのきっかけが些細なことからエスカレートしていき、重大事案となる場合がございます。子供たちからの SOS を的確にキャッチして、小さな芽のうちに摘み取ることが重要であると考えておりますので、法務局では日々取組を行っているところでございます。

そうした取組を行う中で、本日、ご出席の関係機関の皆様共通の「子供を守る」という、その使命の下にご協力をお願いする場面やお知恵をお借りするような場面もあらうかと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

東京法務局からは以上でございます。

#### 【有村会長】

子供に近い形で支援策を駆使した非常に素晴らしい提案をいただき、ありがとうございます。

続きまして、警視庁少年育成課長の佐藤委員、よろしく願います。

#### 【佐藤委員】

警視庁少年育成課長の佐藤でございます。

皆様には日頃から警察業務の各般にわたり、深い御理解と御協力をいただきましてありがとうございます。

とりわけ少年の健全育成に係る諸対策では、緊密な連携と迅速な対応をしていただいていることに、この場をお借りしまして、御礼申し上げます。

それでは、警視庁の取組について御説明させていただきます。

その前に、若干いじめに起因する事件の数といじめに起因する検挙と補導状況について御説明させていただきます。

全国の数値で恐縮ですが、令和 5 年と令和 6 年を比較しますと、いじめに起因する事件

の数ですが令和5年が292件、令和6年が377件となっております。

そして、いじめに起因する検挙、補導人員ですが令和5年が404人、令和6年が457人と、いずれも大幅に増加しているところでございます。

参考でございますが、令和6年のいじめに起因する検挙、補導人員457人のうち、約5割が中学生になっております。

なお、令和7年の数値については現在集計中ですが、上半期の数値を見たところ、令和6年と同程度、これを超える数値になることが予想され、大変危惧しているところでございます。

それでは、警視庁のいじめ事案の対応について、2点御説明させていただきます。

1点は、スクールサポーター等の活用です。

2点は、実効性ある非行防止教室の実施についてです。

まずスクールサポーターの活用についてですが、警察では、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づきまして、ヤング・テレホン・コーナーをはじめとする少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動を実施しております。

これにより、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の悪質性、重大性、緊急性などを踏まえ、学校等と連携しながら必要な対応を推進しているところでございます。

特にスクールサポーターについては、警視庁警察官のOBですので、その感覚や元警察官の目を生かしまして、島部を除き、学校のある全ての警察署に配置しているところでございます。

スクールサポーターが学校を訪問させていただいたときには、どのような小さな情報でも構いませんので、早い段階で共有していただければと思います。

先生方の目、そして、元警察官という目でアンテナを高くして対応していきますので、よろしくお願いいたします。

また、重大ないじめ事案に発展しそうな状況であれば、直接、警察署の管理職である生活安全課長に相談をしていただいても構いません。

学校と警察とで連携して必要な対応を取っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点は、実効性のある非行防止教室の実施についてです。

報道等で御承知のように、少年が闇バイトなどに加担させられ、凶悪な犯罪に手を染めてしまうなど、現在少年を取り巻く環境は非常に厳しい状況でございます。

いじめも例外ではありません。

深刻化すれば、傷害事件をはじめとする様々な犯罪にも発展してしまいますし、被害者の心の傷も計り知れません。

最悪の場合、命に関わる問題でもあります。

そこで警視庁では、実効性ある取組として、小学生の高学年など、より早い段階の年齢

層に対して非行防止教室を行い、犯罪に加担することの恐ろしさを少年とその保護者にしっかりと伝え、規範意識を醸成するという取組を実施しております。

当然、この非行防止教室の中には、いじめに関わることもございますし、ネットリテラシーのことも実施しておりますので、ぜひ授業の一環などで取り入れていただければと思います。

冒頭に、いじめに起因する検挙、補導人員の約5割が中学生と説明をしましたが、やはり中学生になる前の小学生といった、より早い段階からの取組が重要と考えております。

もちろん、中学生、高校生もこれまでどおり非行防止教室をやっていきますので、誤解のないようお願いいたします。

以上、2点でございますが、キーワードは、早い段階から。

すなわち、いじめに係る情報を把握しましたら、重大な事態になる前に早い段階から共有していただきたいということ。

また、早い段階からの非行防止教室。

この2点について関係課機関の皆様にはお願いをすることもあろうと思いますが、引き続き、緊密な連携をよろしくをお願いいたします。

警視庁からは以上でございます。

#### 【有村会長】

いじめ等の情報について、早期に情報を共有することと、非行防止教育の重要性について訴えていただきました。

続きまして、東京都総務局人権部長、若林委員お願いします。

#### 【若林委員】

東京都総務局人権部長の若林でございます。よろしくお願いいたします。

東京都では人権施策の基本的な考え方といたしまして、東京都人権施策推進指針を策定し、その取りまとめを私ども人権部で行っているところでございます。

この指針の中では、17の人権課題を掲げており、これもその一つでございます。また、施策の方向性として、いじめ防止対策について記載をしているところでございます。

今日、その具体的な取組について、いくつか御紹介させていただきます。

なお、本日資料は用意しておりませんので、恐縮ですが説明は口頭のみで行わせていただきます。

人権部では、「みんなの人権」という冊子を作っております、都民への啓発や職員の研修のために活用しております。

そこに先ほど申し上げました、17の人権課題を一つずつ解説しております。

その中の子供のページでは、いじめのことも触れております。

いじめは決して許されないというメッセージとともに、東京都の取組なども御紹介させ

ていただいております。

また、東京都の政策連携団体である公益財団法人東京都人権センターにおきましては、学校とも連携しており、修学旅行や訪問学習の受入れも行っております。

その際、人権プラザの展示などを御見学いただきながら、人権問題についてまとめる学習会や教職員など、学校における人権教育啓発のリーダーを育成するセミナーなどを実施しております。

この他、人権教育に関する支援事業として、学校に直接赴き、ワークショップや講演等を行う人権問題体験学習会を開催しており、その中のプログラムの一つとしていじめ問題を取り扱っております。

また、この人権センターが管理している東京都人権プラザという施設がございます。

こちらにおきまして子供の人権問題に関する啓発を行っております。

毎年夏休みが終了して、新学期が始まる時期に、いじめなどにより心と体を傷つけられて亡くなった子供たちやご家族からのメッセージを集めた展示を実施しており、今年度につきましては、写真やメッセージパネルの展示に加えまして、この展覧会のために収録した専門家によるいじめ問題に関するトークセッションを用意したところでございます。

今後とも様々な関係機関と連携しながら、できるだけ効果的な啓発ができるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。

人間の基本である人権について、非常に具体的な取組、研修の状況についてご紹介いただきました。

続きまして、東京都福祉局から子育て支援部長の天野委員よろしく願いいたします。

#### 【天野委員】

改めまして、東京福祉局子供・子育て支援部長天野よりご報告させていただきます。

平素より児童福祉の事業にご理解、ご協力いただいておりますことを改めてお礼申し上げます。

本日は、資料9-5によりまして、私どもの子供の権利擁護等専門相談事業についてご報告させていただきます。

資料の1頁ですが、私どもの方では平成16年度から、子供の福祉の向上と権利擁護を図ることを目的として、いじめも含めまして、虐待とか体罰とか、様々な悩みや訴えを受け付ける、この相談事業を実施しております。

この概要ですが、下段で記載されていますように、まずお子さん本人や保護者からの悩み等を電話相談で受け付けて、その内、深刻な相談に関しては、弁護士などの権利擁護専

門員が第三者として子供と関係機関との間に立って、助言、調整活動を実施するというものです。

資料2頁をご覧ください。

上段のグラフは相談状況でございます。

近年、電話での相談事業というのは、お子さんにスマートフォンが浸透したことや、様々な相談チャネルが増えたことによって、平成の終わりの頃から横ばいの状況になっております。

表下段の令和6年度の相談件数ですが、私どもにいただいている権利擁護に関する相談件数の中で電話によるものの内訳を示しております。

令和6年度161件のうち、いじめの相談を68件いただいております。

こういったものの中から専門員相談につなげていくという取組でございます。

資料3頁をご覧ください。

こちらでは、どのような相談を取り扱ったのかという相談内容の例示をさせていただいております。

小学校の保護者様からのご相談、中学校の保護者様からのご相談、いずれも学校でのいじめに係る不登校のご相談に対しまして、専門員が助言及び調整活動をさせていただきました。

結果的に、何とか児童が登校できるようになった事例ということで掲げさせていただいております。

これも学校の皆様、私どもこの相談のチャネルによらずとも取り組んでおられることで、本当に学校の皆様の様々な対応のおかげで解決したというものでございまして、たまたま私どものところに相談が入ったのかなと思っているものでございます。

内容につきましては、後ほど御参照をお願いいたします。

実はこのような解決まで至らず、相談や調整活動を終了しているケースもございます。

様々な活動の中でそれぞれの機関の御努力を踏まえて御対応をお願いするものですから、限界があります。

ただ、当事者の立場に寄り添って相談活動をしていくというプロセスの中で、結果として当事者の心のわだかまりが少し少なくなったり、あるいは、受入れの幅が広がったりおするなどのようなこともあるかなと考えて、こういった事業を行わせていただいているところでございます。

引き続き、学校をはじめとした関係機関の皆様にはご協力をいただきながら、この事業を進めてまいりたいと思っております。

御報告は以上となります。

#### 【有村会長】

子供の相談というより、非常に権利擁護に関して非常に専門的な立場で活動されている

と御紹介いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、都民安全総合対策本部総合推進部長馬神委員、よろしく願いいたします。

#### 【馬神委員】

都民安全総合対策本部総合推進部長の馬神でございます。

当本部におけるいじめの防止等に関連した青少年健全育成に関わる事業3点につきましてご説明させていただきます。資料9-6になります。

まず1点めでございますが、ネット利用に伴うトラブルの実態やトラブルから身を守る防止策等を学ぶファミリーeルール講座の開催でございます。

昨年度は、約800回講座を開催いたしました。

内容につきましては、講師による座学の他に、ネットやSNSを安全に利用するための生徒同士による自主ルールづくりを支援する講座が選択できるなど、生徒が自分の問題として主体的に考えてもらえるよう、内容を工夫して行っております。

また、学校や家庭向けにネットの適正利用を啓発するリーフレットを作成しておりますので、本日は、中学1年生向けと保護者向けの2種類についてリーフレットをお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

2点めは、インターネットやスマートフォンのトラブル相談事業、こたエールでございます。

この事業は、架空請求、迷惑メール、有害サイトなど様々なトラブルに関する相談窓口として、平成21年度から運営をしております。

昨年度は、ネット上でのいじめに関するものも含めまして、全体で約2,300件の相談がございました。

相談は、電話、メール、SNSで対応しておりまして、教育相談センターをはじめ、関係機関と情報共有を行いながら進めております。

3点め、資料2枚めになりますけれども、悩みや困難を抱える若者や支援者に対してサポートや居場所の情報提供を行うポータルサイト、「若ぼた+（プラス）」でございます。

こちらでは、相談したい分野やエリアの選択、フリーワード入力などにより、いつでも自分に合った支援機関や居場所を検索することができます。

現在181団体と連携し、405の支援情報を掲載しております。この他、連携団体のみが利用可能なページを設けておりまして、支援機関同士連携して支援していく情報を共有しております。

当本部といたしましても、関係機関の皆様との連携を一層強化して、いじめ防止を含めた青少年、また、若者の健全育成に取り組んでまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

### 【有村会長】

ありがとうございます。181 団体という非常に多くの団体と関わって、いじめの子供が安心する場所をつくっていらっしゃるというお話を伺いました。

続きまして、東京都生活文化局私学部長井上委員、よろしくお願いいたします。

### 【井上委員】

改めまして、東京都生活文化局私学部長の井上でございます。

私の方は、東京全体の私立学校、具体的には幼稚園から高校までですが、そちらを所轄する部としての立場から、いじめ防止対策についてのお話をさせていただきたいと思えます。

都内の私立学校と言いますと、小、中、高、それから特別支援合わせまして 487 校ございます。

児童生徒としては約 29 万人とかなりの規模でございます。

私立学校は、先ほどお話に出ましたけれども、それぞれの学校の建学の精神に基づいて、独自に教育活動、学校運営を行っているところでございます。

いじめの問題に関しましても、各学校が主体となりまして、スクールカウンセラーや教育相談担当者の配置、医療機関などの学校外の専門機関との連携など、子供が相談できる教育相談体制の充実に積極的に取り組んでいただいております。

我々私学部といたしましては、各学校の取組を支援するという立場から取組を進めております。

例えばですが、スクールカウンセラーの配置に対する私立学校への補助、保護者や学校からの相談対応、また、いじめ相談窓口などの情報提供を行っております。

そのような取組を進めながら、学校の自主性や独立性を尊重しながら、公共性の観点も踏まえ、様々な助言、支援を行っております。

本日御用意させていただいた資料 9-7、これは毎年公表しております、都内の私立学校の児童生徒の問題行動、不登校等の実態という資料でございます。

都内の私立学校におけるいじめの認知件数やいじめの重大事態の発生件数については、残念ながら増加傾向にあります。

しかし、これは件数が本当に増えているのか、それとも認知されることが多くなってきたのか、その辺りのところはまだ分析が必要であると考えております。

この件に関して、我々私学部の方には、私立学校、それから保護者の方からいろいろと相談が寄せられております。

その中には、今日もお話出ましたけれども、SNS 上での暴言、それから、無視、あとは、画像等の無断流出。

この様な、大人から見えづらい環境の中でのいじめの発生など、様々な事案が見受けられ、現場での対応も非常に難しく複雑になっていると思っております。

このような現状を踏まえまして、私学部では例年、文科省の専門官を招き私立の小、中、高、特別支援学校の管理職や生活指導担当の教職員の方々を対象にいじめ問題の対応についての説明会を開催しております。

今年度は、7月と11月の2回開催をしたところでございます。

専門官から、具体例を挙げながらいじめの重大事態の調査に関する国が出したガイドラインを踏まえて、学校が対応する際のポイントの説明や参加者同士のグループワークを行い具体的な事例の検討、他の学校の状況についての情報共有を行っているところでございます。

その説明会の後には、個別の課題について相談に乗っていただくような時間も設けており、各学校の参加者の方々にとっては、取組を充実していくための良い機会になっているのかなと考えております。

我々私学部といたしましては、引き続き、本協議会における議論や皆様方からのご意見、また各学校の保護者の方々の事情などを踏まえながら、今後とも私立学校、それから、児童生徒の支援に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【有村会長】

私立学校としては建学の精神も大事な視点であると理解してお聞きしました。都として私立学校への支援、援助している状況も理解することができました。非常に分かりやすい説明をいただいたことをうれしく思っています。

続きまして、東京都児童相談センター次長榎本委員は本日欠席ですが、資料をお預かりしております。皆様でご覧いただければと思います。

都でも、私の知る限りでは、非常に充実した相談活動をされています。委員の皆様も活用していただけるとうれしいなど、非常に理解していただければありがたいなというふうに思います。

最後に私の方から、資料を用意させていただきました。

私は、予防策の5ポイントというものを挙げさせていただきました。

私は専門が学校教育ですから、その人間の立場から述べさせていただきます。

いじめについては、子供をよく見るということの大切さ、子供の立場などを尊重することが基本です。

それは、地域全体を挙げてやらなくてはいけないということは分かると思います。

それから、第2のポイントは、授業です。

子供たちは学校の中で8割を授業時間で過ごします。

授業が分からないというのは、子供たちにとっては苦痛です。

これは、学校の先生方、それから保護者にお願いしたいのですが、授業を大事にしてほしいということです。

第3のポイントは、自ら子供が学ぶということが大事。

これは、東京都や文科省なども、主体的、対話的な深い学びということを行っている。判断力の原点になるところは子供に学びを問うことで、「君の考えはどうか？」ということできっかり聞いてあげる。

そういった子供の学びを大切に授業を展開してほしいということをお願いできたら、ありがたいと思っています。

第4には、子供には4つのタイプがあると、マトリックスで示させていただきました。

共感性や情緒の安定、このようなことを自尊感情という言葉で表現することもあるわけですが、第一事象にあるようなぶれない心というのは良いのですが、必ずしも子供たちはここに位置するわけではなく、第二事象や第三事象や第四事象に位置することが多いわけです。

この辺りは、どこの位置に子供がいるかというのを私達大人がしっかり見てあげるといことが重要だろうと考えると考えます。

最後に、対人関係の構造。

この図は、カウンセリング理論のロジャーズという人が提唱しているのですが、やはり子供たちの色々な場面で、私達人間が全体的なのイメージの中で捉える必要があると考える。

ロジャーズは、カウンセリングの立場から、いわゆる治療、セラピーということの基本にして人間を有機体として捉えている。

ですから、非常に難しい部分もあるし、精神的な部分も重要なわけです。

けれども、その部分がしっかり育つには、パーソナリティをしっかり持っていること、確立していくこと、人間関係を学んでいくこと。

そして、それを機能するように関わることなどが重要です。

これらは個人として、それぞれが機能していくのですが、何よりもベースが下の部分です。

特に、第5の家庭学習やグループ、集団の活動、そういうことが非常に人間全体を見る目になるということを指摘しております。

学生たちの指導にあっても、様々な人と関わる時に、「全体像を描いて、君たちが生活するということが大事なのではないか」という提案をさせていただいております。

いじめ問題に関わると、やはり子供の全体像を見てあげるといことを考えていただけるとありがたいと思い、ここに提案をさせていただきました。

皆さんにご協力させていただいたことを感謝申し上げたいと思っております。

本来いろいろ質疑し合うことが大事なのですが、その時間を取れなくて申し訳ありません。

ん。

これにて、進行を事務局の方にお返しさせていただきたいというふうに思っております。

#### 4 事務連絡

##### 【小鍛治主任指導主事】

会長、そして、委員の皆様、貴重な御協議を賜り、ありがとうございました。

本日皆様からいただいた情報を基に、東京都の子供たちのいじめ問題の解決に向けて、確実に対策を推進してまいります。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、東京都いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。